

文部科学省における薬物乱用防止教育の取組

1. 学習指導要領の改訂

- ・平成10年告示小学校学習指導要領から、薬物乱用の害について盛り込まれ、平成20年告示学習指導要領においても引き続き記述
- ・平成20年告示中学校学習指導要領においては、薬物乱用防止に関する内容については、人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることが示された

2. 都道府県教育委員会等に対する指導

- ・全ての中学校及び高等学校において、毎年薬物乱用防止教室を開催するよう指導

(参考) 薬物乱用防止教室開催状況

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	学校数	開催率	学校数	開催率	学校数	開催率
中学校	8,566校	81.6% (+2.5%)	8,745校	82.7% (+1.1%)	8,945校	82.8% (+0.1%)
高等学校	3,835校	79.0% (+0.2%)	3,850校	80.2% (+1.2%)	3,883校	81.3% (+1.1%)

※ () 内は、前年度との開催比率

3. 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成・配布

- ・全ての小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生に対して、薬物乱用と健康について、総合的に解説する啓発教材を作成し配布

4. 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成・配布

- ・大学等に対し、入学時ガイダンスで活用することを目的とした学生向け薬物乱用防止啓発教材を作成し配布

学習指導要領における「薬物乱用防止教育」に関する主な記述

小学校学習指導要領（平成20年3月告示） 第9節 体育

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年・第6学年〕

2 内容

G 保健

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

3 内容の取扱い

(5) 内容の「G保健」については、(3) を第6学年で指導するものとする。

(7) 内容の「G保健」の(3)のエの薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚せい剤等についても触れるものとする。

【解説】

- 薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、薬物の乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示） 第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(4) は第3学年で取り扱うものとする。

(8) 内容の(4)のウについては、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

【解説】

○ 薬物乱用と健康

薬物乱用については、覚せい剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、性的非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手のし易さなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(1)のイの喫煙と飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

【解説】

○ 薬物乱用と健康

コカイン、MDMAなどの麻薬、覚せい剤、大麻など、薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して様々な影響を及ぼすので、決して行ってはならないことを理解できるようにする。また、薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。その際、薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にしたい気持ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがあることにも適宜触れるようにする。

知っておこう！シンナーの害

シンナーの害

シンナーのにおいを長い時間かいてい
ると、頭がくらくらしたり、気
持が悪くなったりします。これは
シンナーの成分が、人間の体の細^{ばね}
うや骨、脳などを傷つけるからです。



歯がとけてボロボロ！



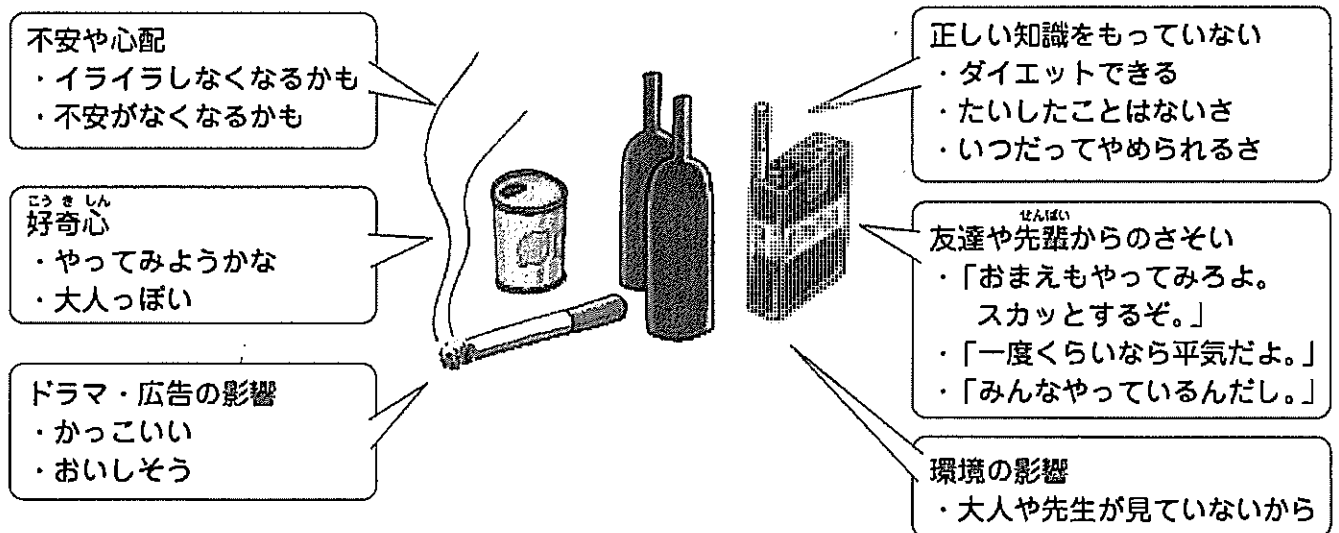
いろいろな病気になる！

仕事でシンナーを使う人は、健康を守るため、空気の入れかえをするようにしたり、長い時
間続けてシンナーを使わないようにしたりしています。

Q. シンナーの乱用^{らんよう}は、どうしていけないのですか？

A. シンナーの乱用は、心と体への害が大きいため法律できびしく規制されています。

なぜ？たばこや酒・シンナーなどを始めてしまうの？



考えてみよう！

たばこや酒などを始める一番の理由はなんだと思いますか？

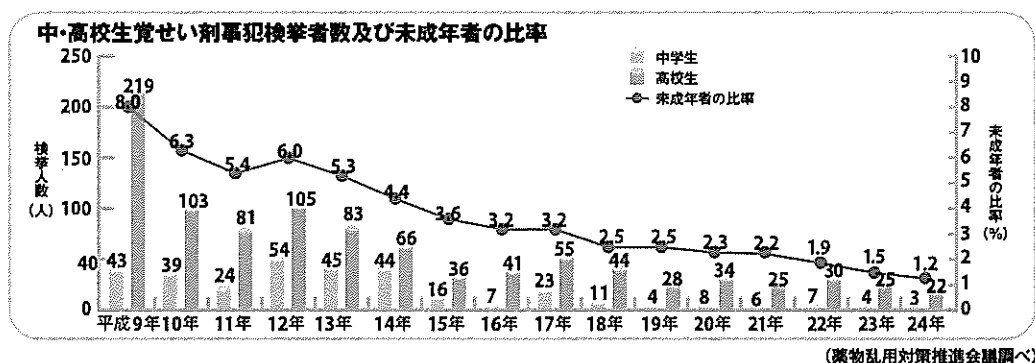
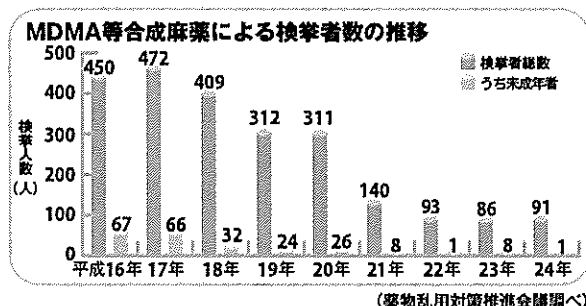
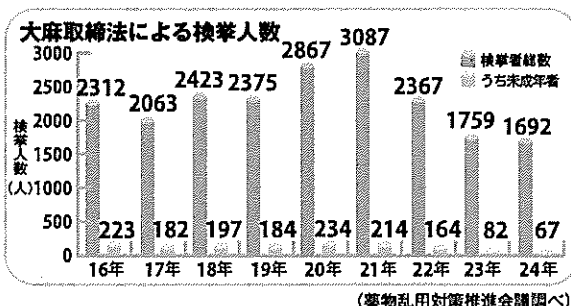


第4章 薬物乱用と健康

薬物乱用って どういうことだろう？

日本における薬物乱用の実態を知ろう！

薬物乱用とは、覚せい剤などの禁止されている薬物やシンナーなどの化学物質を不正な目的や方法で使用する事です。また、医薬品の本来の治療目的からはずれた用法、用量での使用も薬物乱用です。一度だけでも「乱用」と言い、犯罪です。近年、教育や取締りの強化により減少傾向にありますが、大麻や MDMA などの薬物乱用が急増しています。



- 近年、青少年による覚せい剤事犯の検挙者数は減少傾向にありますが、大麻、MDMA 等錠剤型合成麻薬事犯の検挙者の6割～7割を未成年及び20歳代の若者が占めていることから、青少年を中心に乱用されている状況が懸念されています。MDMA等錠剤型合成麻薬は、その形状等から使用に対する抵抗感が希薄になることなどから、これからも乱用の拡大には注意が必要です。
- 最近では違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の拡がりも心配されています。
違法ドラッグとは麻薬などには指定されていないものの、麻薬などと類似の有害性があることが疑われている薬物で、人に乱用させることを主な目的として製造され、販売されているものを言います。

乱用される薬物は、いずれもとても危険な薬物です！



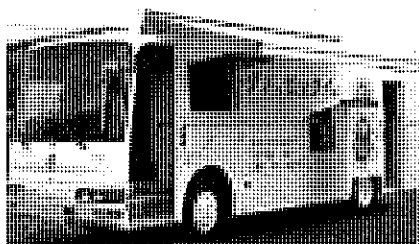
薬物乱用に対する 社会的対策を知ろう！

薬物乱用は法律で厳しく取り締まられています。

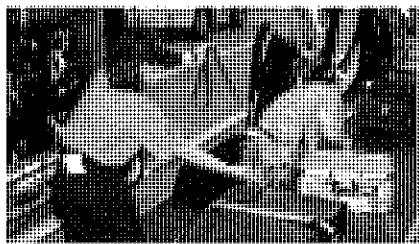


見たことがありますか？

日本では、政府全体で薬物乱用問題に取り組むため、平成20年度からは「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を立ち上げて取り組んでいます。



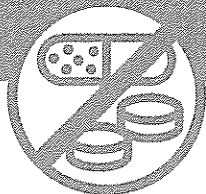
(麻薬・覚せい剤乱用防止広報啓発キャラバンカー)



(街頭啓発用ポスター)



(平成24年度 文部科学大臣賞 受賞作品)



薬物乱用 Q & A

Q1 一度だけなら大丈夫って聞きましたが……？

A 絶対にそんなことはありません。一度でも乱用すると、依存症になってしまう危険があります。一度でも死んでしまうこともあります。

Q2 覚せい剤はダイエットや勉強に良いって本当ですか？

A 絶対にそんなことはありません。覚せい剤は、一時的に心身をだまして食欲をなくすだけで、作用がなくなると異常に食欲が強くなります。覚せい剤を乱用すると、依存症や中毒になり、心身に悪い影響を与えます。もちろん疲れがとれたり、勉強に良いなどということは、絶対にありません。

Q3 一度依存症になるともう治らないのですか？

A 一生、やめ続けなければもどに戻ってしまいます。依存症に治るという言葉はありません。何年やめていても再び乱用してしまえばもとの状態に戻ってしまいます。一生やめ続けることが必要です。

Q4 シンナーってどんな害があるのですか？

A 脳や神経はシンナーの害を受けやすく、正常な働きができなくなります。大量に吸うと死ぬこともあります。依存症になりやすく、乱用を続けると脳細胞を溶かし、「脳の萎縮」が起きます。破壊された脳細胞は一生回復しません。

Q5 薬物をすすめられたらどう対処すれば良いですか？

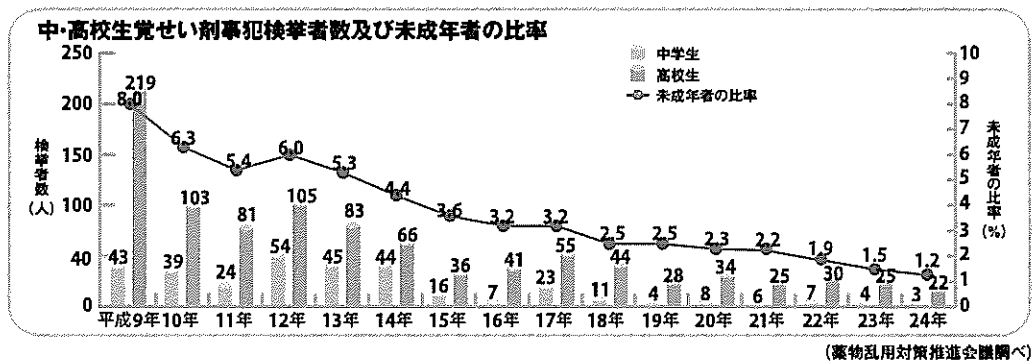
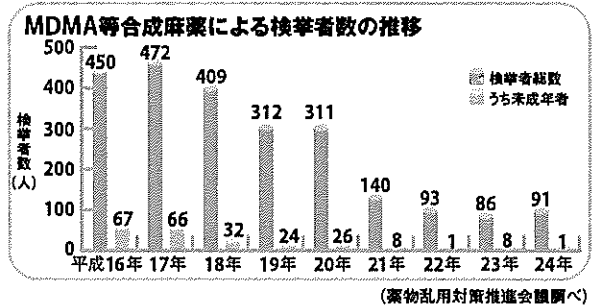
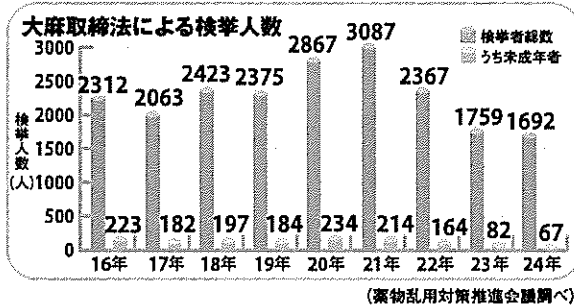
A きっぱり「いやだ」と言いましょう。「友だちに嫌われるから」と思っても、はっきり「NO!」と言うべきです。友だちからどう思われても、自分の心身、自分の一生を大切にしましょう。危険な場所・場面に近づかない、危険を感じたら立ち去ることが大切です。少しでも危ないと思ったら、“きっぱり断る”“逃げる”勇気をもちましょう。

Q6 薬物の問題で助けて欲しいときは？

A 担任や養護教諭、家族、警察などに相談しましょう。薬物を乱用している友だちのことや、薬物をすすめられたりした場合は、一人で悩まず、きちんと助けを求めることが大事です。まわりの信頼できる大人に相談しましょう。

もっと詳しく知りたい人は、下のホームページを見てみましょう！
公益財団法人 日本学校保健会 <http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>

薬物乱用の現状



- 近年、青少年による覚せい剤事犯の検挙者数は減少傾向にありますが、大麻、MDMA等錠剤型合成麻薬事犯の検挙者の6割～7割を未成年及び20歳代の若者が占めていることから、青少年を中心に乱用されている状況が懸念されています。MDMA等錠剤型合成麻薬は、その形状等から使用に対する抵抗感が希薄になることなどから、これからも乱用の拡大には注意が必要です。
- 最近では、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の拡がりも心配されています。違法ドラッグとは、麻薬などには指定されていないものの、麻薬などと類似の有害性を有することが疑われる薬物で、人に乱用させることを主な目的として製造され、販売されているものです。法律では、薬事法により指定薬物として規制されます。

薬物乱用が及ぼす社会的影響とその対策

薬物が及ぼす社会的影響

1 家庭問題

- ①生活の乱れ
- ②家庭内暴力、家庭の崩壊など

2 学校での問題

- ①欠席、学習不応応
- ②校内暴力
- ③他の生徒への薬物乱用の拡がり

3 友人問題

- ①けんかを起こしやすく、友人・知人から離れ、孤立
- ②薬物乱用仲間の形成

4 職業及び経済問題

- ①怠業、失業などの職業生活の破綻
- ②金銭問題の頻発と経済生活の破綻

5 犯罪

- ①薬物を入手するための恐喝や窃盗などの事件
- ②密売や乱用者による勧誘
- ③乱用した薬物の作用に基づく凶悪な犯罪
- ④暴力団の資金源となり、健全な社会を阻害

薬物乱用を取り締まる法律

- 持っているだけでも罰せられます
- 懲役刑など厳しい罰則があります

シンナー等
毒物及び
劇物取締法
懲役1年

覚せい剤
覚せい剤取締法
懲役10年

MDMA
麻薬及び
向精神薬取締法
懲役7年

大麻
大麻取締法
懲役5年

違法ドラッグ
(いわゆる新型ドラッグ)
薬事法
懲役5年

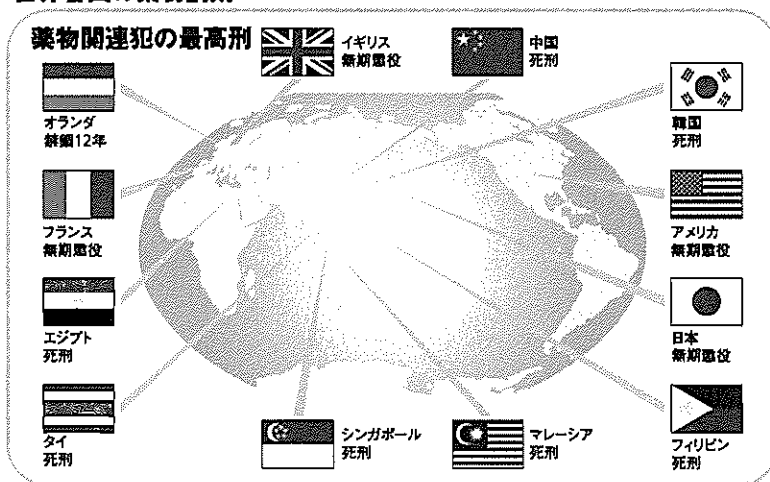
コカイン
麻薬及び
向精神薬取締法
懲役7年

あへん
あへん取締法
懲役7年

ヘロイン
麻薬及び
向精神薬取締法
懲役10年

※規制法律と最高刑(非営利目的の所持・譲渡)

世界各国の薬物罰則



3

薬物乱用Q&A

Q1

一度だけなら
大丈夫って聞きましたけど、
本当ですか？

A

答えはNO!です

一度でも乱用すると、依存症になってしまう危険があります。一度だけなら大丈夫という軽い気持ちから後戻りできなくなるケースがほとんどです。一度でも死んでしまうこともあります。もちろん法律で禁止されていて、一度だけでも罰せられます。

Q2

覚せい剤は
ダイエットや勉強に
良いって本当ですか？

A

答えはNO!です

ダイエットに効果があるというのは本当ではありません。覚せい剤は中枢神経に作用して、一時的に心身をだまして食欲をなくすだけで、作用がなくなると異常に食欲が強くなります。覚せい剤を乱用すると、依存症や中毒になり、心身に悪い影響を与えます。もちろん疲れがとれたり、勉強に良いなどということは、絶対にありません。作用がなくなると、強い疲労感や倦怠感、脱力感が襲ってきます。勉強どころではありません。

Q3

一度依存症に
なるともう治らない
のですか？

A

一生、薬物の誘惑と闘い続けなければなりません

依存症に「治る」という言葉はありません。何年やめていても再び一度でも乱用してしまうと元の状態に戻ってしまいます。依存症と闘うためには、一生やめ続けることが必要です。

Q4

MDMAって
どんな害があるのですか？

A

乱用により激しい症状が現れます

MDMAを乱用すると、吐き気、筋肉の硬直、血圧上昇、幻覚及び知覚障害など激しい症状が現れます。肝臓、腎臓、心臓不全を引き起こし、死亡することもあります。

Q5

薬物は、
生まれてくる子どもにも
影響しますか？

A

胎盤を通して大きく影響します

女性が妊娠中に乱用すると、死産や早産、低出生体重児の赤ちゃんが生まれることがあると言われています。男女ともに大麻を乱用すると性ホルモンの影響するという報告もあります。

Q6

薬物をすすめられたら
どう対処すればいいですか？

A

きっぱり「いやだ」と言いましょ

「友だちに嫌われるから」と思っても、はっきり「NO!」と言うべきです。友だちからどう思われても、自分の心身、自分の一生を大切にしましょう。危険な場所・場面に近づかない、危険を感じたら立ち去ることが大切です。少しでも危ないと思ったら、「きっぱり断る」「逃げる」勇気を持ちましょう。

Q7

薬物の問題で
助けてほしい時は？

A

担任や養護教諭、保護者、
精神保健福祉センター、警察などに相談しましょ

薬物を乱用している友だちのことや、薬物をすすめられたりした場合は、一人で悩まず、きちんと助けを求めることが大事です。まわりの信頼できる大人に相談しましょう。

もっと知りたいこと・困っていることがあれば、
信頼できる大人に相談しましょう。

●下記ホームページも参考にしてください

公益財団法人 日本学校保健会
<http://www.hokenkal.or.jp/3/3-1/3-1.html>